

石垣市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)及び地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に規定する成年後見制度利用支援事業を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被後見人等 民法(明治29年法律第89号)第8条の成年被後見人及び同法第12条の被保佐人又は同法第16条の被補助人をいう。
- (2) 後見人等 民法第8条の成年後見人及び同法第12条の保佐人又は同法第16条の補助人をいう。
- (3) 申立人 配偶者又は4親等以内の親族で民法第7条、第11条及び第15条の審判の請求を行う者をいう。

(助成金の種類)

第3条 助成金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 成年後見開始の審判の申立てに要した費用(以下「申立費用」という。)
- (2) 後見人等の業務に対する報酬(以下「報酬」という。)

(対象者)

第4条 対象者は被後見人等が介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護保険サービスを利用している者又は利用すると認められる者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく障害福祉サービスを受けている者又は利用すると認められる者、その他福祉サービスを受けているものとする。

2 前条第1号の申立費用の助成は申立人に、同条第2号の報酬の助成は助成を受けようとする者(以下「申請人」という。)に対して行うものとする。

(申立費用の助成要件)

第5条 申立費用については、被後見人等が次に掲げる第1号から第3号までのいずれかに該当し、かつ、申立人が第4号又は第5号に該当する場合に助成するものとする。

- (1) 被後見人等が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けているとき。
- (2) 被後見人等が資産及び収入の状況から前号に準じると認められたとき。
- (3) その他助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると市長が認めるとき。
- (4) 申立人が生活保護法による保護を受けているとき。
- (5) 申立人の市民税が非課税のとき。

(報酬の助成要件)

第6条 報酬は、被後見人等が次に掲げる第1号から第3号までのいずれかに該当し、かつ、後見人等が第4号及び第5号に該当する場合に助成するものとする。

- (1) 被後見人等が生活保護法による保護を受けているとき。
- (2) 被後見人等が資産及び収入の状況から前号に準じると認められたとき。
- (3) その他助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると市長が認めるとき。
- (4) 家庭裁判所から報酬の付与を認める審判を受けたとき。
- (5) 被後見人等の配偶者及び4親等内の親族でないこと。

(助成金の額)

第7条 申立費用の助成金額は、審判請求に係る印紙代、切手代、各種証明書代、診断書作成料及び鑑定費用の実費額とする。

2 報酬の助成金額は、民法第862条に規定する額とし、次の表に定める金額を上限とする。

被後見人等の状況	助成金額
在宅者	月額 28,000 円
施設入所者	月額 18,000 円

(助成金の申請)

第8条 申立費用の助成を受けようとする申立人は、石垣市成年後見制度利用支援事業助成金(申立費用)交付申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。

2 報酬の助成を受けようとする後見人等は、家庭裁判所から報酬付与を認める審判が行われたときに石垣市成年後見制度利用支援事業助成金(報酬)交付申請書(様式第2号)により、市長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第9条 市長は、前条の申請書を受理したときは、助成金の交付の適否を決定し、石垣市成年後見制度利用支援事業助成金(交付・不交付)決定通知書(様式第3号)により、申請人へ通知するものとする。

2 申請人は、助成決定の通知があった場合は、石垣市成年後見制度利用支援事業助成金(申立費用・報酬)請求書(様式第4号)により、市長に助成金の請求を行うものとする。

(申請期間)

第10条 第8条の申請は、後見人等の業務が行われた日の属する月の翌月から起算して2年を経過した月の翌月以降についてはすることができない。

(助成金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金を受けたときは、当該助成金を受けた者に対し、助成金を受けた額の返還を求めるものとする。

(台帳の整理)

第12条 市長は、助成金の交付を決定した者について石垣市成年後見制度利用支援事業助成金支給台帳(様式第5号)を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければ

ばならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 8 条関係)

石垣市成年後見制度利用支援事業助成金 (申立費用) 交付申請書

年 月 日

石垣市長 様

申請者(申立人)

住所

氏名

印

対象者との関係 ()

連絡先

石垣市成年後見制度利用支援事業実施要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

対象者	氏名	
	住所	
	生年月日	
申請理由		
請求内容 (金額を記入)	・郵便切手、各種証明書等 ・収入印紙、登記印紙等	・診断書作成料 ・鑑定費用
添付書類	<input type="checkbox"/> 各領収書、経費の判明する書類 <input type="checkbox"/> 申立人の所得証明書 <input type="checkbox"/> 被保護証明書(該当する場合のみ) <input type="checkbox"/> 非課税証明書 <input type="checkbox"/> その他	

様式第 2 号 (第 8 条関係)

石垣市成年後見制度利用支援事業助成金 (報酬) 交付申請書

年 月 日

石垣市長 様

申請者
住所
氏名 印
連絡先

石垣市成年後見制度利用支援事業実施要綱第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

後見等の類型	後見 ・ 保佐 ・ 補助	
被後見人等	住所	
	氏名	
後見人等	住所	
	氏名	
後見事務の開始日	年 月 日	
報酬額		
申請理由		
添付書類	<input type="checkbox"/> 報酬付与の審判決定書 <input type="checkbox"/> 家庭裁判所へ提出した被後見人等の財産目録写し、その他の財産状況がわかる書類 <input type="checkbox"/> 被保護証明書 (該当する場合のみ) <input type="checkbox"/> 被後見人等の前年の年間収入が確認できる証明書等 <input type="checkbox"/> その他	

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

様

石垣市長

石垣市成年後見制度利用支援事業助成金（交付・不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった助成金の交付申請について、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

被後見人等氏名			
申立人・後見人等氏名			
助成の種類		申立費用の助成	後見人等報酬の助成
決定内容	交付	申立費用	円
		報酬	円 (月額 円)
		報酬付与 決定期間	年 月 日～ 年 月 日
	不交付 (理由)		

様式第 4 号 (第 9 条関係)

石垣市成年後見制度利用支援事業助成金 (申立費用・報酬) 請求書

年 月 日

石垣市長 様

請求者
住所
氏名 印
連絡先
(申立人・後見人等)

年 月 日付け、第 号にて通知のあった石垣市成年後見制度利用支援事業助成金について、石垣市成年後見制度利用支援事業実施要綱第 9 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

助成の種類	申立費用の助成		後見人等報酬の助成	
被後見人等の氏名				
申立人・後見人等の氏名				
請求内容	申立費用	円		
	報酬	円(月額) 円)		
金融機関名		支店等名		
口座種別		口座番号		
口座名義人				
添付書類	<input type="checkbox"/> 振込先口座の通帳表紙のコピー			

